

東京帝國大學內 東亞經濟研究所

年四回(二月、五月、八月、十一月)發行

東亞經濟論叢

第參卷 第一號

昭和十八年二月

イギリスの支那進出と重商主義……………	經濟學博士	高垣寅次郎
唐代民間に於ける度量器使用習慣の 實情と布帛測定尺の一實例……………	文學博士	那波利貞
東印度外國商業の特質……………	經濟學博士	日崎憲司
唐代の貨幣思想……………	經濟學士	穗積文雄
中國紡績事業の性格と 日華經營の對立……………	經濟學士	西藤雅夫
支那製絲業の生産形態……………	經濟學士	堀江英一
支那紡績勞働力の質的吟味……………	經濟學士	岡部利良

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

東印度外國商業の特質

目 崎 憲 司

目次

第一節	序説	第二節	外國商業	第一款	概説	第二款	輸出	第三款	輸入	第四款	輸出入の特質
第一項	蘭印貿易の發展傾向	第二項	輸出入商品の構成	第三項	仕向地域又は仕入地域別輸出入						

第一節 序 説

東印度に於ては巨額の農林産物を生産し、又鑛物の産額も少くないのであるが、これ等の生産物の大部分は海外に輸出せられる。他方に於て、工業は主として消費財を生産し、國內の消費の爲めに各地に配給してゐるのであるが、消費財の輸入は國內生産よりも遙かに多く、又生産財の國內生産は著しきものなく、大部分これを輸入に仰ぐのである。

蘭印産業に於ける商業の地位を従業者數に依つて見るに、一九三〇年の國勢調査に依れば全有業者二〇、八七一、〇五〇人中、商業従事者は一、二九三、三二六人であり、全體に對する割合は六・二%を占む。而して國勢調査に所謂商業は信用機關を含み、これに従事する人口は八、四六二人である。

如此く全産業人口に據つて蘭印商業の地位を考ふるときは、寧ろその地位が軽いとも謂ひ得るのであるが、蘭印の支配階級に屬する歐米人次いで又支那人に付いて産業別人口構成を吟味するときは多少事情が異なつて來る。即ち歐米人の有業者八五、三二一人中第一位を占むる公務従業者の二四・三〇%を姑く措けば商業（信用機關を除く）の従業者は、原始産業の二二・〇三%、自由業の一三・二三%、交通業の一三・八七%に改ぎ、一一・〇一%を占むるのであつて、工業従業者よりも大である。又支那人の全有業者は四六九、九三五人であり、その中、商業従事者は三五・二九%であり第一位を占む。

以上の二事實は何を物語るのであるか。蘭印の全産業従事者を標準として觀察すれば、商業は他の産業部門に比し左程重要でないが、住民を除き蘭印の支配階級及華僑のみに付いて謂はゞ、商業は可成りの重要産業たるのである。嘗ては蘭印の商業的機能が和蘭人よりも英人に依つてより多く營まれてゐたと觀察するものもあつたのであるが、その點は兎も角として、貿易は歐米人が主として掌握し、然かもそれはそれぞれの本國の商社が蘭印に支店を有ち比較的少數の従業者に依つて經營してゐたことはほゞ誤のない事實であらう。而してこの歐米人商社の下部組織として華僑の配給機構が出來てゐるのだ。この結果として商業部門の従業者は國外と國內に住居し、國內の従業者が比較的少いことになるのであるが、蘭印の如く世界市場への依存性が強い地域に於ては、國內の商業従事者が少ないといふ事實のみでは必ずしも商業の地位を判斷し得ないのではあるまいか。他方に於て植民地の經濟發展は原住民に對する移住民の支配關係に立脚するのであり、従つて指導者階級に屬する移住民の人口的産業構成即ち彼等が何れの産業部門に最も多く若しくはより多く従事してゐるかといふことは、如何なる

産業部門に依つて植民地の經濟發展が指向されてゐるかを表示することにもなると思ふ。だから蘭印の商業に従事する歐米人及び華僑が比較的多數であるといふ事實は蘭印商業の重要性が決して小でないことを結論附けるのであり、それと共に多數の原住民に依つて形成されたる國富が少數の歐米人及び支那人の商業利潤に轉化してゐることを意味するのだ。

東印度は食料品及び原料品の輸出國として世界的に重要であり、又七千萬人口の消費財と、經濟開發に要する生産財を供給する爲めの輸入國としても閉却出来ないものである。如此くして東印度の商業に付いては、先づ貿易を取上げねばならないのである。然らばこれ等の商品が如何なる機構に依り、如何なる過程の下に配給せられるや。即ち貿易には輸出入商品の蘭印内に於ける配給問題も必然的に關聯するのであるが、それと共に國內生産の商品の配給機構も併せて検討することが便宜であらう。

前述の如く、生産物の大部分が輸出され、又重要な生産財の殆んど全部と消費財の多くを輸入する國に於ては先づ貿易部門の配給機構が問題となるのであるが、この配給機構は直接貿易に當る機構とこれを基礎とする下部組織とに分類することが出来るであらう。而して輸出と輸入とが別個の商社に依つて經營されるときには、この下部組織も亦輸出に従事するものと輸入を經營するものに分離せられるのであるが、この下部組織が愈々末端に進むに従ひ、輸出部面と輸入部面とは結合して行く。これは企業の經營性より見て當然であり、末端的配給機關が専門的に輸出品又は輸入商品のみを取扱うては、利潤の點より企業が成立しないからである。かくして蘭印では直接の貿易に付いては大體輸出と輸入に付きそれぞれ専門の商社が生成發展してゐるのであるが、下部組

織では輸出と輸入とは同一の企業に依つて經營されてゐる。畢竟するに、華僑でも住民でも輸出向生産物を集荷すると共に、輸入商品の取引に當るのであるが、更に又自國產自國消費の商品をも取扱ふのである。

第二節 外國商業

第一款 概 說

蘭領印度の外國貿易統計に掲記されてゐる外國貿易は特殊貿易に屬するのであるが、その價額は第一表の通りであり、毎年大體數億ギルダ¹⁾の出超を示してゐる。但し此處に注意すべきは貿易統計に掲記されたる輸出及び輸入の價額である。蘭印に於ては關稅徵收上輸出及び輸入貨物の評價方法が法令に依り規定されてゐるのであるが、貿易統計上の價額はこの評價に基いて計上されてゐる。即ち輸出貨物の價格は稅關倉庫に於ける輸出直前の價格即ち大體上 $f \cdot o \cdot b$ 價格であり、統計稅、輸出稅を包含しないに反し、輸入貨物の價格は稅關倉庫に於ける入關直前の價格であり、從つて大體上 $c : i : f$ 價格である¹⁾。而して數年前迄は統計稅及び輸出稅は右に依る商品價格に比して極めて僅少であり、これを度外視するも實際上は差支なかつたのであるが、一九三四年以來は外領の土人ゴムに對する輸出稅、次いでは又全輸出貨物に對する特別輸出稅、國防輸出稅の賦課があり、從つて $f \cdot o \cdot b$ 條件の輸出價格に依つて算出せられてゐる統計上の價額に前記の諸稅額を加ふる方がより正確なる輸出價額を求め得るであらう。

外國貿易統計に依つて蘭印の輸出入を對照する場合には、前述の如き價額上の不調和が存するのであるが、か

1) L. J. van der Waals, De Indische Invoerrechten, blz. 86.

第一表 蘭印の輸出入價額¹⁾ 單位 百萬ギルダー

年次	a 輸出 ^{**}	b 輸入 ^{*****}	c 輸出超過	c の a に對する %
一九一三年	683.9	493.3	190.6	27.9
一九一四年	684.6	429.4	255.2	37.3
一九一五年	770.9	399.5	371.4	48.2
一九一六年	868.1	446.2	421.9	48.6
一九一七年	793.3	496.7	296.6	37.4
一九一八年	679.9	567.8	112.1	16.5
一九一九年	2,167.5	793.3	1,374.2	63.4
一九二〇年	2,238.9	1,310.8	928.1	41.5
一九二一年	1,195.9	1,244.4	(-) 48.5	(-) 4.1
一九二二年	1,153.0	842.3	310.7	26.9
一九二三年	1,380.5	651.4	729.1	52.8
一九二四年	1,557.3	706.5	850.8	54.6
一九二五年	1,813.4	862.6	950.8	52.4
一九二六年	1,600.5	924.1	676.4	42.3
一九二七年	1,656.2	927.1	729.1	44.0
一九二八年	1,589.9	1,030.2	559.7	35.2
一九二九年	1,487.8	1,166.0	321.8	21.6
一九三〇年	1,191.5	922.3	269.2	22.6
一九三一年	818.2	609.9	208.3	25.5
一九三二年	612.7	409.9	202.8	33.1
一九三三年	524.9	331.4	193.5	36.9
一九三四年	549.8	291.6	258.2	47.0
一九三五年	505.3 ^{***}	277.9	227.4	45.0
一九三六年	630.7 ^{***}	287.3	343.4	54.4
一九三七年	1,012.3 ^{***}	516.0	496.3	49.0
一九三八年	714.4 ^{***}	497.4	217.0	30.4
一九三九年	787.1 ^{***}	529.9	257.2	32.7

* 他の諸表の輸出入價額と一致しないのは下記の諸項目を含む爲めである。

** 旅客貨物、船舶託送品、船舶用品、地金銀、金銀貨及び一九三一年以降は小包郵便にて輸出された金を含む。

*** ゴム輸出税を含む。

**** 金輸出税を含む。

***** 旅客貨物、小包郵便物、地金銀及び金銀貨を含む。

る不調和は多くの國の貿易に伴なうのであり、或る意味に於て止むを得ざるものと見るべきのみならず、如此
 き不調和も貿易の趨勢を把握する上には差したる影響はないであらう。仍つて以下貿易統計をその儘資料として

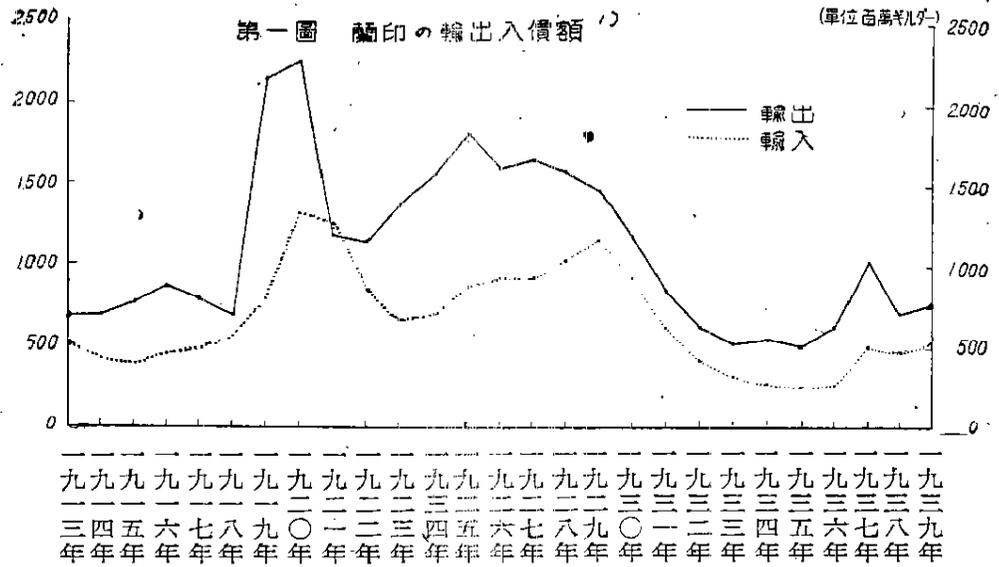
1) Statistisch Zakboekje voor Nederlandsch Indië 1940 及び Indisch Verslag, 1940 より作成。

行論を進めよう。

蘭印は大體上毎年數億ギルダ―の出超を示してゐるのであるから、その貿易は蘭印經濟の發展によく役立つてゐる。半面より謂はゞ、蘭印の貿易は輸出を主とし、この輸出額の範圍内に於て輸入するのみならず、この輸出超過は貿易外收支決済の源泉となり、これより運賃、保険料、利子、送金等が支拂はれ、又外國資本の返済若しくは海外への融資が行はれる。

かくして蘭印の外國貿易は輸出高と輸入高とが大體上歩調を一にしてゐるのであるが、この傾向は一九三〇年の世界恐慌以來一層顯著となつた。元來蘭印の主要生産物は海外に輸出し、この輸出に依つて蘭印經濟が發展し來つたのであるが、その半面如此き世界經濟への依存性は世界景氣の變動を鋭敏に感受せしむると共に、輸出の盛衰が輸入の消長を制約するのである。詳言すれば、輸出が増大するときは、一般購買力を強めて、輸入が盛んとなり、輸出が不振なるときは、輸入も亦衰退する。かゝる蘭印輸出入の同一步調性は第一圖に依つて覺知し得るであらう。

蘭印の貿易は輸出入とも巨額の數量、金額に達するのであるが、これを取扱ふものは主として何れの國籍に屬するのであるか。若しこの貿易が蘭印若しくは和蘭以外の者に依つて支配されるときは、貿易利潤が外國人に歸屬することゝなるのであるが、その點は姑く措き、蘭印の貿易、従つて又生産は外國又は外國人の利益の爲めに指向されることゝなるであらう。この點は従前より和蘭及び蘭印當局の憂慮せる所であり、一例を擧ぐれば、前大戰直後和蘭の領事ベンディーン(Bendien)は蘭印産砂糖の輸出に關し英領印度及び日本に於ける在任中の調査に



基いて慨嘆して曰つた。「吾々は砂糖の價格の騰貴に眩惑されて次ぎのことを忘れてはならない。吾々の植民地に於ける砂糖の輸出が殆んど全部外國人(非和蘭商社)の手に依つて行はれてゐることは如何に恥づべきことであるか。吾々は、砂糖の販賣の永續性を確保する商業組織も有たず、否今日の販賣地域の競争に關し情報を與へて呉れる商業組織すら有つてゐないのである²⁾。又茶の輸出は殆んど英人商社の獨占到屬してゐたのであるが、その外シンガポールは最近迄外領特にスマトラ、ボルネオの産物の大集散地であり、同地の英人商社が主としてこれ等の商品を取扱つてゐる。更に又輸入においても米はビルマ、泰、佛印の商社が、蘭印の代理店を通じて輸入してゐるのである。

蘭印の經濟發展と共に蘭印貿易の自立性、即ち貿易の商社を和蘭又は蘭印商社の手に回收せんとする傾向は次第に顯著となり、邦人輸入商の如きは最大の影響を受けたのであるが、尙多へを將來に期待せねばならなかつた。

1) Statistisch Zakboekje voor Nederlandsch Indië, 1940, blz. 70.
 2) J. G. Bendien, Achtung von de Nederlandschen Handel, blz. 31.

この點に關聯して更に吟味すべき重大なる問題がある。それは貿易商品を運搬する船舶の國籍である。周知の如く、嘗つて和蘭は海運界に於て偉大なる足跡を残したのであるが、和蘭の衰運と共に和蘭の海運業も昔日の勢力を喪ひ、これが爲めに、東印度の貿易を和蘭又は蘭印の船舶のみに依つて獨占することは出来なかつたのであり、延いては東印度の貿易、産業に對する和蘭又は蘭印の役割にも影響を及ぼしたことが少くない。例へば東印度の油田開發に付いて和蘭資本のコーニンクレイケ・ネーデルラント石油會社 Koninklijke Nederlandsche Mij. tot Exploiatie van Petroleumbronnen in Ned. Indië と英國資本の蘭領印度商工業會社 Nederlandsch-Indische Industrie en Handel Mij. とが競争したのであるが、和蘭會社は石油の運送船を有たなかつたが爲めに折角採汲せる石油を競争相手の同系たるシェル運輸貿易會社 Shell Transport and Trading Co. の船に依つて運搬せねばならず、恰も競争相手に喉首をおさへられる感があり、これが原因となりて兩者の合同を招來するに至つたのである。

今、和蘭及び蘭印の船舶が東印度の貿易に對し如何なる地位を占むるやを明にせんが爲めに、最近に於いて東印度に出入せる定期航路船一覽を第二表に掲げよう。尤もこの表には蘭印の最大汽船會社たるカー・ピー・エム K.P.M. のマレー半島、英領印度航路を除いてゐるのであるが、その點は兎も角として、東印度の貿易に付いては定期航路の船舶のみならず、不定期の貨物船と多數のジャンクが貨物の輸送に當つてゐるのであり、而してジャンク運送は支那人及び住民が經營してゐるのであるから、右の表のみに依つては、貿易と運輸との關聯に於ける外國商社の支配關係を解明し盡さないのではあるが、これを示唆する一の指標たるには相違ないと思ふ。

右の表に依れば、蘭印に出入する定期船二五四隻 總噸數一、五三七、九二八噸中、和蘭(蘭印を含む)の國籍を

第二表 蘭印に出入する國籍別定期船¹⁾

國別	船舶數	全體に對する割合%	總噸數	全體に對する割合%
米國	15	5.91	89,432	5.82
英國	138	54.33	745,333	48.46
和蘭	81	31.89	599,860	39.00
ノールウェイ	4	1.57	20,583	1.34
日本	16	6.30	82,720	5.38
合計	254	100.00	1,537,928	100.00

* 和蘭及び蘭印國籍。

有するものは八一隻、五九九、八六〇噸であり、全體に對する割合は隻數三一・八九%、噸數三九・〇〇%であるが、英國船は一三八隻、總噸數七四五、三三三噸であり、全體に對する割合は隻數五四・三三%、噸數四八・四六%となり、和蘭國籍船よりも遙かに大である。

蘭印に出入する船舶に關しては蘭印統計年鑑所掲の統計があり、或は此の方がより有力なる資料と思はれる。この統計は蘭印外國間を航行する汽船、モーター船の外、帆船、補助船及び曳船をも包含するのであるが、隻數噸數とも延數を示してゐるに止まるのでありこれを簡潔にすれば第三表の通りとなる。

右の表に依り、一九三九年の國籍別を見るに、全船舶數及び登簿噸數に於ては(B表)蘭印及び和蘭の合計は船舶數二六・三三%、登簿噸數四七・八六%であり、英國は船舶數五六・七〇%、登簿噸數二

九・九五%を占む。又汽船、モーター船の船舶數及び登簿噸數に於ては(C表)、蘭印及び和蘭の合計は船舶數三三・〇四%、登簿噸數四八・四五%であり、英國は船舶數五六・一二%、登簿噸數二九・六三%を占む。

某汽船會社の調査と蘭印統計年鑑掲記の資料の間には相當の相違が存するのであるが、船舶數に於ては兩資料

1) この表は某日本汽船會社の調査に基いて作成した。

第三表 蘭印外國間を航行する國籍別船舶（登録噸數の單位千噸）*

(A) 國籍別船舶數及び登録噸數

國 別		一九三五年		一九三六年		一九三七年		一九三八年		一九三九年	
		船舶數	登録噸數								
蘭 印	a	2,596	6,693	2,435	6,583	2,598	7,212	2,706	7,115	2,779	7,302
	b	150	22	116	21	177	13	178	12	139	10
	c	2,746	6,715	2,551	6,604	2,775	7,225	2,884	7,127	2,918	7,312
和 蘭	a	599	7,103	624	7,696	594	8,258	714	8,772	812	9,797
	b	—	—	—	—	—	—	2	4	2	4
	c	599	7,103	624	7,696	594	8,258	716	8,776	814	9,801
蘭印及び和蘭	a	3,195	13,796	3,059	14,279	3,192	15,470	3,420	15,887	3,591	17,099
	b	150	22	116	21	177	13	180	16	141	14
	c	3,345	13,818	3,175	14,300	3,369	15,483	3,600	15,903	3,732	17,113
英 國	a	6,183	9,093	6,482	8,754	6,615	9,698	6,505	10,204	6,101	10,455
	b	1,958	229	1,933	231	1,816	235	1,351	258	1,936	255
	c	8,141	9,322	8,415	8,985	8,431	9,933	7,856	10,462	8,037	10,710
獨 逸	a	94	1,192	76	1,092	105	1,474	87	1,297	72	966
	b	—	—	—	—	—	—	2	306	—	—
	c	94	1,192	76	1,092	105	1,474	89	1,603	72	966
ノールウェイ	a	272	2,817	352	3,545	342	3,567	335	3,218	332	2,825
	b	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	c	272	2,817	352	3,545	342	3,567	335	3,218	332	2,825

1) Indisch Verslag 1940, blz 387 より作成。

米 國	a	28	256	28	282	46	268	46	239	34	279
	b	39	1	43	0	14	1	2	2	2	1
	c	67	257	71	282	60	269	48	241	36	280
日 本	a	264	1,982	375	1,638	381	1,541	382	980	358	1,716
	b	2	1	2	1	—	—	—	—	1	0
	c	266	1,983	377	1,639	381	1,541	382	980	359	1,716
支 那	a	80	121	110	114	142	177	208	66	60	5
	b	941	190	778	167	239	80	1,005	198	1,035	191
	c	1,021	311	888	281	381	257	1,213	264	1,095	196
マレー聯邦	a	3	0	1	0	1	0	37	7	46	9
	b	107	7	136	10	114	9	135	11	180	13
	c	110	7	137	10	115	9	172	18	226	22
その他諸國	a	149	1,102	201	1,608	196	1,510	200	4,129	278	1,934
	b	1	0	12	1	5	0	3	1	8	1
	c	150	1,102	213	1,609	201	1,510	203	4,130	286	1,935
總 計	a	10,268	30,359	10,684	31,312	11,020	33,705	11,220	36,027	10,872	35,288
	b	3,198	450	3,020	431	2,365	338	2,678	792	3,303	475
	c	13,466	30,809	13,704	31,743	13,385	34,043	13,898	36,819	14,175	35,763

* 本表は蘭印に到着せる船舶のみに關する調査である。蓋し蘭印より出發せる船舶の隻數及び噸數は到着せるものと
 ほぼ同様であるから。

a 汽船及びモーター船。 b 帆船, 補助帆船及び曳船。 c 合計。

ともほど類似の數字を示し、然かも英國船が斷然和蘭船の上に出てゐる。その點は兎も角として、蘭印の外國貿易に對し蘭印及び和蘭船舶の支配力は五〇%以下なることは銘記せねばならない。

第二款 輸 出

東印度の輸出貨物は主として農林産物であり、鑛産物これに次ぎ、工業製品は極めて僅少である。後掲第七表は輸出貨物を農林産物、鑛産物、その他の産物に分ち、各々の價額の割合を示すのである。尙また右の事實より東印度の輸出の殆んど全部が原料品及び食料品より成り、製品の占むる割合が僅少なることを推知し得るのであるが、この點に付いては後に詳述したい。

蘭印の輸出は世界各地に向けられるのであるが、前述の如く輸出貨物の殆んど全部が原料品、食料品であることよりして、仕向先は主として工業國であり、又輸出が工業の發達せる歐洲及びアメリカ合衆國に對して盛んであることを物語るのである。後掲の第十表は東印度の仕向先別輸出額を示すのであつて、自一九三二年至三九年八箇年間に於て蘭印全輸出額に對する割合は歐洲が二八・三五%—四二・〇五%、アメリカ合衆國が一・四二%—一九・六九%であり、兩者を合すれば、全輸出額の四八・〇四%—五六・四二%となる。尙この仕向先別の輸出に付いても後に再び觸れるであらう。

蘭印の輸出は輸出商が取扱ふのであるが、輸出商品の種類が甚だ多きが爲めに、一輸出商が凡ての種類を輸出商品を取扱ふことは事實上困難であり、従つて輸出商の專業化が或る程度發達してゐる。尙輸出商中には輸入を

(B) 船舶数及び登簿噸数の国籍別比率

國 別	一九三五年				一九三六年				一九三七年				一九三八年				一九三九年			
	船舶数	比率	登簿噸数	比率																
蘭 印	2,746	20.39	6,715	21.80	2,551	18.62	6,604	20.80	2,775	20.73	7,225	21.22	2,884	20.75	7,127	19.36	2,918	20.59	7,312	20.45
和 蘭	599	4.45	7,103	23.05	624	4.55	7,696	24.24	594	4.44	8,258	24.26	716	5.15	8,776	23.84	814	5.47	9,801	27.41
蘭印及び和蘭	3,345	24.84	13,818	44.85	3,175	23.17	14,300	45.04	3,369	25.17	15,483	45.48	3,600	25.90	15,903	43.20	3,732	26.33	17,113	47.86
英 國	8,141	60.46	9,322	30.26	8,415	61.41	8,985	28.31	8,431	62.99	9,933	29.18	7,856	56.53	10,462	28.41	8,037	56.70	10,710	29.95
獨 逸	94	0.70	1,192	3.87	76	0.55	1,092	3.44	105	0.78	1,474	4.33	89	0.64	1,603	4.35	72	0.51	966	2.70
ノールウェイ	272	2.02	2,817	9.14	352	2.57	3,545	11.17	342	2.56	3,567	10.48	335	2.41	3,218	8.74	332	2.34	2,825	7.90
米 國	67	0.50	257	0.83	71	0.52	282	0.89	60	0.45	269	0.79	48	0.35	241	0.65	36	0.25	280	0.78
日 本	266	1.98	1,983	6.44	377	2.75	1,639	5.16	381	2.85	1,541	4.53	382	2.75	980	2.66	359	2.53	1,716	4.80
支 那	1,021	7.58	311	1.01	888	6.48	281	0.89	381	2.85	257	0.75	1,213	8.73	264	0.72	1,095	7.72	195	0.55
マレー聯邦	110	0.82	7	0.02	137	1.00	10	0.03	115	0.86	9	0.03	172	1.24	18	0.05	226	1.59	22	0.06
その他諸國	150	1.10	1,102	3.58	213	1.55	1,609	5.07	201	1.49	1,510	4.43	203	1.45	4,130	11.22	286	2.03	1,935	5.40
合 計	13,466	100.00	30,809	100.00	13,704	100.00	31,743	100.00	13,385	100.00	34,043	100.00	13,898	100.00	36,819	100.00	14,175	100.00	35,763	100.00

(C) 汽船、モーター船の船舶数及び登簿噸数の国籍別比率

區 別	一九三五年				一九三六年				一九三七年				一九三八年				一九三九年			
	船舶数	比率	登簿噸数	比率																
蘭 印	2,596	25.28	6,693	22.05	2,435	22.79	6,583	21.03	2,598	23.57	7,212	21.40	2,706	24.12	7,115	19.75	2,779	25.56	7,302	20.69
和 蘭	599	5.83	7,103	23.40	642	5.84	7,696	24.58	594	5.39	8,258	24.50	714	6.36	8,772	24.35	812	7.48	9,797	27.76
蘭印及び和蘭	3,195	31.11	13,796	45.45	3,059	28.63	14,279	45.61	3,192	28.96	15,470	45.90	3,420	30.48	15,887	44.10	3,591	33.04	17,099	48.45
英 國	6,183	60.22	9,093	29.95	6,482	60.67	8,754	27.96	6,615	60.02	9,698	28.77	6,505	57.98	10,204	28.32	6,101	56.12	10,455	29.63
獨 逸	94	0.92	1,192	3.93	76	0.71	1,092	3.49	105	0.95	1,474	4.37	87	0.78	1,297	3.60	72	0.66	966	2.74
ノールウェイ	272	2.65	2,817	9.28	352	3.29	3,545	11.32	342	3.11	3,567	10.58	335	2.99	3,218	8.93	332	3.05	2,825	8.01
米 國	28	0.27	256	0.84	28	0.26	282	0.90	46	0.42	268	0.80	46	0.41	239	0.65	34	0.31	279	0.79
日 本	264	2.57	1,982	6.53	375	3.51	1,638	5.23	381	3.46	1,541	4.57	382	3.40	980	2.72	358	3.29	1,716	4.86
支 那	80	0.78	121	0.40	110	1.03	114	0.36	142	1.29	177	0.53	208	1.85	66	0.18	60	0.55	5	0.01
マレー聯邦	3	0.03	0	0	1	0.01	0	0	1	0.01	0	0	37	0.33	7	0.02	46	0.42	9	0.03
その他諸國	149	1.45	1,102	3.62	201	1.89	1,608	5.13	196	1.78	1,510	4.48	200	1.78	4,129	11.47	278	2.56	1,934	5.48
合 計	10,268	100.00	30,359	100.00	10,684	100.00	31,312	100.00	11,020	100.00	33,700	100.00	11,220	100.00	36,027	100.00	10,872	100.00	35,288	100.00

第四表 取扱商品別輸出商社数¹⁾

品名	商社数	品名	商社数
コーヒー(農園經營のロブスタ種)	五七	丁香	二六
コーヒー(住民經營のもの及び珍種)	五四	ゴム(住民經營)	二六
コブラ	五二	コブラ油	二六
ゴム(農園經營)	四五	茶	二六
トピオカ粉	四三	コパル	二六
コーヒー(農園經營のアラビカ種及びリベリア種)	四二	カッサブ・ヴェラ	二五
ダマ	四一	ガブレク	二五
カボック種子	四一	ココ椰子殻木炭	二五
胡椒(白及び黒)	三九	メイスイ	二五
玉蜀黍	三七	トピオカパール及び種子	二四
落花生	三四	トピオカフレイク及びシフティング	二三
コブラ粕	三三	アマニ油粕	二三
カボック	三二	カユブテ油	二二
シトロネラ油	三二	ヒマ	二二
ガブレク粉	三一	ゴマ種子	二二
砂糖及び糖蜜(農園經營)	三〇	落花生油	二一
籐	二九	蛇皮	二〇
米	二八	水牛皮	二〇
肉 荳 蔻	二八	カカオ豆	二〇

東印度外國商業の特質

第三卷

五七

第一號

五七

1) Department of Economic Affairs Bureau of Commerce, Exporters Directory 1939 より作成。

カッサア・フィストウラ	一九	ゴム(スプレイド及びラテックス)	二
砂糖 (住民經營)	一八	カナンガ油	二
テリス	一八	カボック種子油	二
トロカ貝	一八	嚙子(竹及びパンダン製)	二
鱈皮	一七	蜜	二
大豆	一七	蜜	二
牛皮	一七	グエティヴェル油	二
棉花	一五	キナ皮	二
イリップ核	一四	カンタラ	二
シサル麻	一四	黒檀	二
山羊皮	一四	バチユリ油	二
眞珠貝	一四	羊皮	二
棉實	一三	ティーク材	二
バーマローザ油	一三	アナット種子	二
バーゴス貝	一三	安息香	二
秣	一三	鳥皮	二
フロレス貝	一二	角	二
蕙及び數物	一二	莖澄果	二
砂糖椰子纖維	一二	ガム	二
煙草(ジャバ種)	一一	ガム	二
グアニラの實	一一	パーム核	二
サゴ粉	一一	パーム油	二
檳榔子	一一	レモンガラス油	二
煙草(住民經營)	一一	マンダローグ皮	二

七 七 八 八 八 八 九 九 九 九 九 〇 〇 〇 〇 一 一 一 一 一 一 一 一

ゴム (フィカス)	七	液體燃料	三
ヒマシ油	六	キリン血	三
鹿皮	六	石臘	三
ガタパーチャ	六	バコイ皮	三
蜥蜴皮	六	棉實油	三
その他の木材	六	カッチ油	三
マンガン鑛	六	燧油	二
錫	六	潤滑油	二
アイアン・ウッド	五	コブラ・チツプ	二
硫黄	五	パーム核油	二
子安貝	五	葉卷及び紙卷煙草	二
白檀及びその根	五	ベンジン	二
パチュリ草葉	五	パティック織	二
ロセール纖維	五	ガタ類	二
野生ゴム (セルトン)	四	藍	二
ゴマ油	四	マニラ麻	二
石炭	四	パラム及びミンテイ核	二
アルコール及びアラク酒	四	ガソリン	二
キニーネ鹽及び錠	四	ボークサイト	二
ヴェティヴェル草根	四	燐礦	二
イチヤク草油	四	シサル麻屑	二
ココアの葉	四	錫鑛	二
アスファルト	四	染料木	二
果實	四	古金屬	二

* 輸入兼業商社を含む。

東印度外國商業の特貨

第三卷

五九

第一號

五九

兼營するものが相當多いことは勿論である。

第四表は取扱商品別に依る輸出商社の數を掲げたのであり、その多くは數種の商品を取扱ふのではあるが、これに依り輸出商專業化の程度を一應覺知し得るであらう。

輸出機構として特色あるはシングルセラীর制度である。蘭印の産物は主として海外に輸出され、國際市場への依存性が大である。半面世界景氣の變動にさらされると共に、外國商社に依つて輸出の制約を受くる可能性が大である。かゝる事情の下に蘭印側としては、輸出商社を統制し蘭印に不利益なる競争を排除することが望ましいのであり、シングルセラীরはかゝる要請下には生成發展したと思ふ。

シングルセラীরは特定商品に付いて生産業者又は輸出業者の大部を加入者として結成せられたるカルテルの共同輸出機關であり、キナ、砂糖、コブラ等に付いて成立してゐるのであるが、ゴムに付いても昨年同様の機構が生成したと傳へられてゐる。殊に砂糖のシングルセラীরは通常ニパス(Nipass)と呼ばれ、ジャバ糖の輸出に關し從來絶大なる役割を演じてゐたる英國の勢力を驅逐し、獨占的地位を確立したのである。

第三款 輸 入

蘭印が需要する消費財及び生産財の中、完製品はその大部が輸入せられるのである。而して和蘭本國は自國産商品を可及的に輸入せしめんとするのであるが、蘭印當局としては蘭印の消費者の利益をも考慮せねばならず、従つて本國商品に對して特惠關稅を認むる場合でも、價格の高い本國商品を無制限に輸入することは許されない

のである。

蘭印は元來原料品及び食料品を輸出し、製品を輸入せるを以て、關稅に依つて國內産業を保護する必要は大でなく、たゞ和蘭本國の製品に對し、特惠的取扱をなし來つたのである。然るに、十九世紀の第二四半期以來、自由貿易主義を採用し、一八二四年和蘭は英國との間にロンドン條約を締結したのであるが、これに依れば、英國商品は對蘭印の輸入に付き和蘭商品に對する稅額の二倍以上の稅を課せられることなく、又和蘭商品が無稅なる場合には英國商品に對する稅率は從價六%以下なることを要する旨規定せられた。次いで一八七二年、英蘭間にスマトラ條約が締結され、スマトラの一定地域に輸入せられる英國商品は和蘭商品と同一の取扱を受くることゝなつた。

右の二條約に依り、英國商品との關聯に於ては、和蘭商品の蘭印輸入に關する特惠的取扱は著しく減殺されるのみならず、和蘭が他國に認めたる最惠國條款に依つて、これ等の國の商品も英國商品の享くる利益に均霑することゝなり、結局に於て和蘭商品の蘭印輸入に關する特惠的取扱は、少くとも關稅に關する限りには殆んど實效を有たざるに至つたのであるが、一八七二年十一月十七日の「蘭領印度ニ於ケル輸出、輸入及び通貨貿易ノ定率法」は和蘭本國に對する從來の特惠稅制度を廢止した。

如此き蘭印の自由貿易主義も國際情勢の變化と共に轉換を餘儀なくするに至つた。而して轉換の目標は第一には和蘭本國との關係をより緊密にするが爲めに、和蘭商品を優遇し、第二には蘭印産業を保護するに存し、第三には蘭印に對する外國商品の輸入を防遏せんとするにあつた。第三の點は第二の點にも關聯するのであるが、そ

の狙ひは、一九三〇年以來の世界恐慌に因り、第三國商品が蘭印に殺到し、又中には爲替安を利用して蘭印市場を獨占せんとする虞が多分にあつたから、これを排除しようとするのである。

これ等の事情の下に蘭印政府は屢々關稅定率法の改正を行ひ、更に又一九三三年九月には非常時輸入制限令及び非常時輸出制限令を施行し、貿易調整の手段としたのであるが、特に非常時輸入制限令 *Crisisvoerordnantie* は輸入統制に關し、總督に強大なる權限を賦與し、特定の商品に對しては、個々の場合に定むべき價額又は數量以上の輸入は一時これを禁止し得る旨を定めた。而してこの命令に基き、セメント、ビール、サロン、晒綿布等多くの商品の輸入が制限され、所謂輸入割當制が定められたのであるが、これ等個々の商品に對してはその後特別の輸入金 *Invoerordnantie* が制定された。これと共に輸入ライセンス制 *Invoerlicentie-ordnantie* を設け、輸入業者は特定商品に付いては政府の許可を得るを要し、又許可を受けたる數量に限り輸入し得ることとなつたのである。更に又一九三六年五月、蘭領印度通商報復法を制定し、蘭領印度と通商條約を締結せざる外國、蘭領印度に對し第三國に比して不利なる待遇をなし又は蘭領印度の生存に關する重大利益に反するが如き取扱をなすものと認めたる國に對しては、右外國を原産地又は仕出地とする貨物中、特に指定するものに付き（イ）右指定貨物の輸入を全く禁止し、又は一定の價格、數量若しくは重量以上の輸入の禁止、（ロ）特別輸入税の賦課をなし得ることとしたのである。

前述の諸法令に依つて蘭印政府は輸入制限をなし、従つて此處に保護貿易主義への轉換が看取し得られるのであるが、蘭印政府は輸入制限方策の中核を輸入割當制に置いたのである。通常輸入制限は關稅障壁に依つて行ふ

ことが多いのであるが、蘭印は前述したる英蘭間の通商條約の拘束を受け、英國には勿論、他の國に對しても最惠國條款の適用を受くる場合には、關稅障壁を高むることは困難である。尤も蘭印の輸入貨物は財務長官が毎四半期に決定する價格表（財務長官は關稅區域に所在する商工會議所に諮問の上價格表を決定する）に依つて課稅價格が定まり、輸入税を賦課せられるのであるから、輸入税率を變更せずとも課稅價格の決定に依つて輸入税率の變更と同一の結果を齎らし得るのみならず、特定國の商品に對しては、若し和蘭より同一の商品を輸入することなきときは、右の價格表に依りて禁止的輸入税を賦課することも可能である。その點は兎も角として蘭印政府は通商障壁として關稅よりも輸入割當制に重點を置いた。

かくして蘭印政府は輸入割當制に依つて第一には和蘭商品を優遇し、第二には蘭印生産物の輸出を促進する爲めに諸國との間に互惠的取極めをなし、蘭印産商品の輸入高が多き國に對しては蘭印も亦大なる輸入割當量を許容したのである。

非常時輸入制限令は輸入割當制の外、輸入ライセンス制を内容とすること前述の通りであるが、後者は輸入商の存立に重大なる影響を及ぼすことは勿論、更に輸入割當制の併存に依つて特定國よりの輸入を一層抑壓する役割を有つのである。例へば一九三四年、綿布に付いては輸入許可數量が定められると共に、輸入ライセンス制に依り邦人輸入商の取扱數量は大體輸入許可數量の二五%と定められたが爲めに、日本製綿布の輸入高もこれに依つて制約されることが少くなかつたと思ふ。

その點は兎も角として輸入ライセンス制は古くからの輸入商を保護し、新規の輸入商を抑壓する効果を有つた。

であるが、それ以上に和蘭系輸入商の發展に役立つことが大であり、又もともと輸入ライセンス制の狙ひ所も和蘭商社の保護にあつたのであるのだ。従つて多くの商品に付き蘭印の輸入が事實上和蘭商社の支配下に屬するに至つたのであるが、この制度の最大の影響を受けたものは在留日本商社であつた。

輸入の大部分が和蘭商社に集中する結果、和蘭輸入商の間に取扱商品に關する專業化の行はれることとなる。従前は和蘭商社は一般商品の輸入に従事してゐたのであるが、漸次綿布、綿製雜貨、陶器、金屬製品、機械類等々専ら又は主として取扱ふ商品の分野が確立し、蘭印五大商社もそれぞれ専門の分野を有つに至つた。例へばボルスミ Borneo Sumatra Handel Mij. は綿布、綿製雜貨、リンドテベス Lindeteves-Stokvis は機械、金屬品、セメント等生産財を取扱ふのである。他方に於て輸入商の専門化は必ずしも和蘭商社に於てのみならず、英、米日等の輸入商に付いても行はれたのであるが、これは輸入が盛んとなり、又輸入業者の競争の激烈なることにも基くと思ふ。更にまた多くの大輸入商は、例へば自動車、電氣冷蔵庫、蓄音機等に付き外國製造業者の一手販賣店となり、獨占的地位を有つてゐる。尙参考の爲め取扱商品別に依る輸入商社數を第五表に掲げた。

輸入が和蘭商社に集中する點は姑く措き、蘭印の輸入が増大するに従ひ、取引方法従つて輸入機構も變化するに至つた。従來和蘭本國に於てはもとより、他國の製造會社、輸出商がその製品を蘭印に輸出する場合には、蘭印の代理店を通じて委託販賣をなすものが少くなかつた。従つてその限りに於ては、蘭印の消費者、又特に住民の嗜好等が比較的閉却されてゐたのであるが、蘭印經濟の發展に従ひ、又特に住民購買力の増大に應じ、輸入商は自己の危險に於て直接輸出國に注文を出すに至つたのである。

第五表 取扱商品別輸入商社数¹⁾

品名	商社数	品名	商社数
布帛	一六九	身邊裝飾品	九九
革及び同製品	一四六	卑金屬	九六
ガラス及び同製品	一四一	陶磁器	九五
衣類 (帽子を含む)	一三四	萬年筆	九三
食料品	一二七	小間物類	九一
紙類	一二六	ペイント及びワニス	九〇
電気器具	一二二	鐵及び鐵合金	九〇
ハンカチーフ	一一九	文房具 (吸取紙、カード紙、畫用紙、 レターペーパー、封筒、封臘)	八九
ブラシ	一一七	金物	八九
玩具類	一〇九	飲料品	八七
時計類	一〇九	蓄音機及びレコード	八五
石鹼	一〇八	家庭用品	八四
ボタン	一〇七	藥材及び賣藥	八三
雨傘及び日傘	一〇五	針類	八二
事務用品及び學用品 (コピーブック、インク、ペン、鉛筆、 ペン軸)	一〇三	絲織物	八二
化粧品及び化粧具	一〇三	刃物	七九
ゴム製品	一〇二	電球	七七
旅行鞆	一〇二	自轉車及び同附屬品	七六
香水及びコスメティック	一〇一	懐中電燈用電池	七六
ランプ類	九九	地氈及び絨氈	七四

東印度外國商業の特貨

第三卷 六五 第一號 六五

1) Department of Economic Affairs Bureau of Commerce, Importers Directory 1938 より作成。

化學藥(明礬、硼砂、苛性ソーダ、蟻酸)	七三	殺 蟲 劑	四七
建築材料	七〇	樂 器	四六
ビ ン	六七	棕枳籐竹類編物材料	四三
運動用品(衣類を除く)	六七	金 庫	四三
光 學 器 具	六六	農業及び園藝用具	四三
海 綿	六三	珠 玉	四二
その他の化學藥	五九	石 油 製 品	四一
水 ガ ラ ス	五八	煙 草	四〇
カ ン ザ ャ ス	五八	事務用機器(宛名印寫器、計算器、金錢登錄器、謄寫版、タイプライター)	三九
コ ル ク	五七	マ ッ チ	三七
タ イ ヤ (自動車用)	五五	タ イ ヤ (自動車、自動自轉車及びトラック用)	三七
自動車附屬品	五五	トリプレックス・ボード及びびケース	三七
シガー・ライター	五四	アルミニウム製ラッククス・コツプ	三六
葉巻及び紙巻煙草	五一	炭化カルシウム	三六
繩索及び同製品	五一	ガスマントル	三六
人造染料	五〇	ワイア・メタル	三六
度量衡器具	五〇	織物原料	三五
ラヂオ及び同附屬品	五〇	コールタール及び同製品	三五
家 具	四八	ガ ー ド ル	三五
帆 布	四八	ガンニー・バッグ	三四
ア マ ニ 油	四八	寫真用品	三三
膠	四七	ミ シ ン	三二
		醫療器具(齒科を含む)	三二

精密器具
動力及びポンプ装置
蠟燭
印刷物、書籍等
汽罐汽機類
寶石
パッキング・ケース
船
ウツド・タール
肥料
石
陶土及び硫黄
人造藍
建築用鋼材
皮類
花火
映畫用フィルム
蜜臘
貴金屬及び同製品
樹脂(松及び樅)
彈藥
船具
銃砲

三四
一六
一六
一七
一八
一八
一八
一九
一九
一九
二〇
二〇
二三
二六
二七
二七
二八
二八
二八
二九
三〇
三一
三一
三二

生動物
木材
鑛
生植
爆發藥
麩
飛行機
鐵道車輛
シヤモット
ギ
染料
動物製品(革を除く)
壓縮炭酸
縫石
ウツド・ピッチ
植物性タンニン材料(カンピルを除く)
石炭及びコークス
漁具
火藥
植物臘
車輛類
炭素棒
石膏

四五
五
六
六
七
七
七
八
八
八
九
九
〇
〇
〇
一
一
一
二
二
二
二

空氣冷却装置	四	ガラス容器
負傷手當用品	三	手袋
印刷機及び同附屬品	二	鍋及び釜
外装	一	ヒアリング・エイド
飼鳥用種子	一	衛生材料
撞球用品	一	寶石工具及び同附屬品
農林牧畜用品	一	醉母
燕麥榖殼	一	ウオール・ボード
製乳用品	一	電信機
獵鳥獸	一	電話機

* 輸出兼業商社を含む。

尙輸入に付いても蘭印は歐米との關係が最も密接であり、自一九三二年至三九年间に於て蘭印の全輸入額に對する割合は歐洲三三・九三%—五〇・二二%、アメリカ合衆國四・八九%—一三・四八%であり、兩地域の合計は四〇・一%—六二・七%である。但し輸入に付いては蘭印と歐米との關係は輸出程緊密でない。これは我が國一國でよく蘭印全輸入額の一五・一%—三三・〇五%を占めたからである。

第四款 輸出入の特質

前二款に於て蘭印の外國貿易を輸出及び輸入の立場に於て敘述したのであるが、本款に於ては輸出入を綜合的

第六表 蘭印の貿易指數¹⁾

一九三二年=100

東印度外國商業の特質

	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
輸出	價額指數	86.4	90.0	82.3	99.3	175.7	137.9
	數量指數	99.8	107.6	104.5	127.9	151.8	162.9
	物價指數	86.6	83.6	78.8	77.6	115.7	84.7
輸入	價額指數	86.3	77.6	73.9	76.4	133.0	128.1
	數量指數	106.1	104.8	102.0	104.5	143.1	130.0
	物價指數	81.3	74.0	72.5	73.1	92.9	98.5

見地の下にその特質を考察しよう。

第一項 蘭印貿易の發展傾向

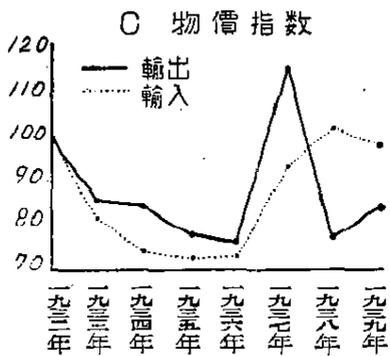
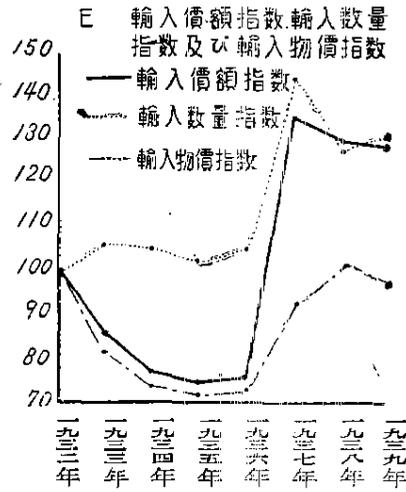
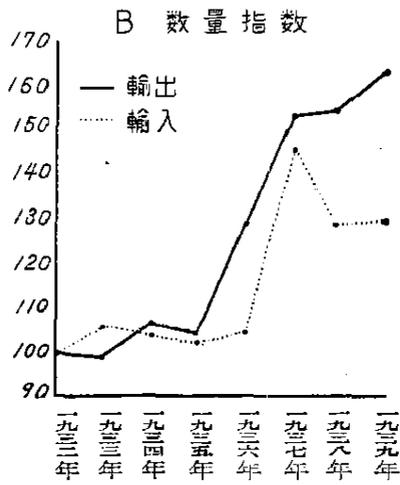
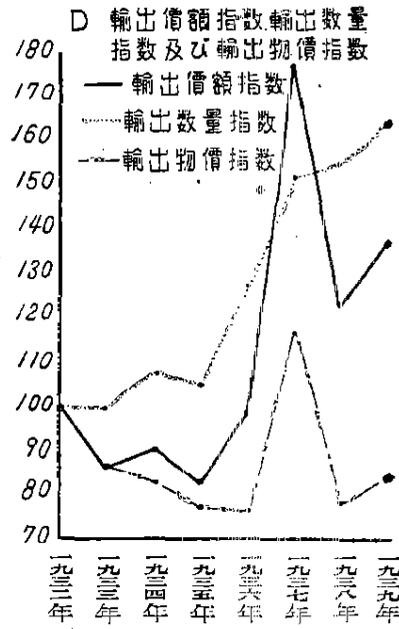
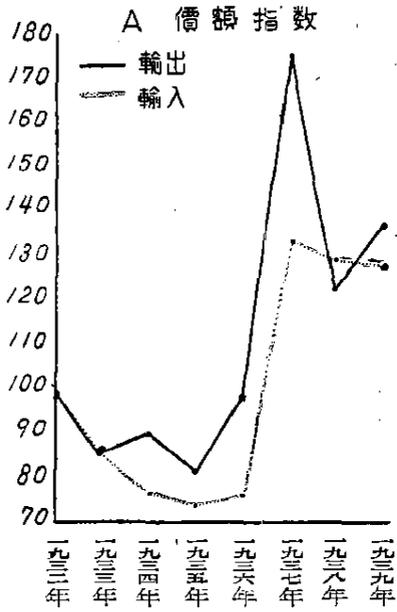
先づ蘭印貿易の發展傾向を吟味したいのであるが、吟味の指數を價額指數、數量指數及び物價指數に求め考察の對象を自一九三二年至三九年八箇年間の貿易に限局する(第六表及び第二圖參照)。右の八箇年に限局したるは、貿易統計中一九三一年以前のものは政府貨物を含まざるに反し、一九三二年以後のものはこれを含むのであり、一三一九年の前後に於て取扱商品の種類に統一を缺くからである。

(註) 右に所謂價額指數とは自一九三二年至三九年各年の輸出入商品の價額をそれぞれ合計し、一九三二年の合計額を一〇〇として毎年の合計額を指數化したるものであり、數量指數とは右各年に付き輸出入數量と價額を計算し得る商品(輸出九四種、輸入一二二種であるが、輸出入商品の殆んど全部を網羅してゐる)を取出し、各年の數量に一九三二年の價格(單價)を乗じてその假想價額 fiktiver Wert を算出したる後、一九三二年の價額を一〇〇として右の假想價額を指數化したのである。假想價額とは、要するに各年の貿易數量を價格化したるものと謂つてもよい。物價指數とは價額指數を數量指數にて除したるものであり、或はこれを價格指數と謂ふ方が適當であらう。尙これ等指數を算出したる資料は紙幅の都合上掲記しない。

(一) 輸出の發展傾向

1) Indisch Verslag より作成。

第二圖 蘭印の貿易指数 1932年=100



先づ價額指數を見るに、基準年度たる一九三二年以降三五年迄は大體低下の傾向を有ち、三六年に至りほど三二年のレベルに達し、三七年は著高した。然るに翌年は再び低下し、三九年は稍々回復して上昇を示してゐる。然らば右の如き價額指數の變動は輸出商品の數量又は價格の變動の何れに基くや、仍つて同期間の數量指數と物價指數を検討するに、自一九三二年至三六年間は物價指數に於ては一九三六年が前年より尙低きを除いては、大體に於て價額指數と同一歩調にて低下してゐるのであるが、數量指數は一九三三年が前年より〇・二パーセント、一九三五年が前年より三・一パーセント低下したるに止まり、毎年上向過程をとつてゐるのであるから、大觀して謂はゞこの間に於ける價格指數の變動は主として輸出商品の價格の變動に基くのである。一九三七年は數量指數、物價指數とも著しく上昇し、従つて、價額指數も激大してゐるのであるが、前年に比し物價指數の増加率は數量指數のそれよりも著しく大となつてゐるのであるから、價額指數の増大に對しては物價指數の上昇、従つて價格の騰貴がより多く影響を有つと思ふ。更に又一九三八年には價額指數は激減せるも、數量指數は増大する半面、物價指數は可成り低下してゐるのであるから、同年の價額指數の動きに對しても物價指數の變化が影響したるものと謂ひ得るであらう。尙一九三九年は價額、數量及び物價の指數は何れも上昇してゐるのであつて、價額の變動に對しては數量と價格がほぼ同一の影響を與へたと謂つてよい。要之、蘭印の輸出貿易價額の推移に付いては主として商品價格の變動が支配力を持つてゐたのであるが、數量指數の傾向は上昇し、従つて數量は大體上増加の趨勢を辿つたのである。この意味に於て蘭印の輸出は一路發展過程にあつたと謂ひ得るのであるが

(二) 輸入の發展傾向

價額指數は一九三六年迄大體下降傾向を示したが、翌年は著しく上昇し、その後は僅少の程度ではあるが下降してゐる。然らばこの變動は輸入商品の數量又は價格の何れに歸因するのであるかと謂ふに、物價指數は一九三六年迄價額指數と殆んど同一の歩調をとつて下向を示したのであるが、數量指數は一九三三年上昇し、三六年迄ほど保合の形を示してゐる。従つてこの期間の價額指數の變動は商品價格の變動にのみ歸因すると謂つて差支ないであらう。一九三七年物價指數は前年より可成り上昇してゐるが、數量指數は前年の一〇四・五より一四三・一となり激大した。従つてこの年の價額指數の上昇は商品價格の騰貴にも基くとは謂へ、それ以上數量の著増に因ることが大であると思ふ。一九三八年物價指數は前年より上昇してゐるに反し、數量指數は下降してゐるのであるから、同年度の價額指數の下落は數量の低下に基くのであらう。而して一九三九年は價額、數量及び物價の各指數はほど同一步調をとるのであるが、嚴密に謂はゞ價格の下落が數量の増加に拘らず、價額指數を僅少ではあるが下降せしめたのである。かくして八箇年間を通じて輸入の趨勢を見るに、一九三七年は輸入數量の増加が輸入價額を膨脹せしめ、一九三八年は輸入數量の減少が輸入價額の低下を齎したのであるが、それ以外は商品價格の變動が輸入價額の推移に影響を及ぼしたるものと謂ひ得ると思ふ。畢竟するに輸入數量は一九三八年に減少してゐるが、それ以外は増加又はほど保合してゐるのであり、従つて輸入數量に關する限りには蘭印の輸入貿易も大體發展過程にあつたと結論しても差支ないであらう。

上來敘述したる八箇年間の輸出入の傾向を綜合するに、曩に述べたるが如く、輸入は輸出に追隨し、輸出の範

國內に於て行はれたのであるが、輸出入とも貿易数量は大體に於て増加の傾向をとつたにも拘らず、商品價格が變動する爲めに、貿易價額も高低が生じた。この點より見ても、商品殊に輸出商品の價格を安定化することが蘭印貿易の發展上必要なるを覺知し得るのである。而して貿易商品の價格の安定化については蘭印とその主要貿易國間の爲替相場を調整することが必要であると共に、蘭印産の重要商品に付いて國際カルテルの成立せる所以も了解出来るであらう。

第七表 蘭印輸出入價額中に占める農林産物、礦産物及びその他價額の割合（單位％）

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
輸 出*								
農 林 産 物	74.40	68.25	69.41	68.70	69.76	71.07	66.96	68.12
礦 産 物	22.22	28.00	27.80	28.39	27.52	27.16	31.04	30.03
そ の 他	3.38	3.75	2.78	2.91	2.72	1.77	2.00	1.84
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
輸 入								
農 林 産 物	20.20	16.47	14.19	15.48	12.34	9.89	12.48	11.81
礦 産 物	2.69	2.91	2.87	2.54	2.65	2.13	2.70	2.67
そ の 他	77.12	80.62	82.93	81.98	85.00	87.98	84.82	85.52
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

* 再輸出を含まず。

第八表 蘭印貿易價額中に占める食料品、原料品及び製品價額の割合（單位 %）

			1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
輸出	食料品 原料品 製品計	食料品	38.0	31.0	28.9	26.2	22.8	16.5	21.9	23.3
		原料品	49.3	52.7	57.3	60.1	63.3	70.9	60.7	61.4
		製品計	13.8	16.3	13.8	13.7	13.9	12.5	17.3	15.3
		合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
輸入	食料品 原料品 製品計	食料品	26.8	23.7	21.6	23.1	19.8	14.2	17.0	16.5
		原料品	8.8	8.1	7.9	7.4	7.7	7.3	6.9	7.8
		製品計	64.4	68.2	70.5	69.5	72.6	78.5	76.1	75.7
		合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（註）分類に際しては一九一三年十二月三十一日に適用せられたる「國際貿易統計作成ニ關スル協約」を参考にしたのであるが、分類し難き物品は除外した。

蘭印の輸出貨物は主として農林産物及び鑛産物より成り、輸入貨物は概ね工業製品より成ることは前述の通りであり、又第七表がより精密に示す所でもあるが、この輸出入貨物を食料品、原料品及び製品に依つて分類し、又輸入に付いては更に生産財と消費財に種別して蘭印輸出入商品の構成を明かにしたい。

周知の如く、輸出入貨物の分類に付いては一九一三年十二月三十一日ブラッセルに於て協定されたる「國際貿易統計作成ニ關スル協約」は、これを第一類活きたる動物、第二類飲食物、第三類未製品又は簡單なる加工を爲したる物品、第四類製品、第五類加工せざる金銀、金貨及び銀貨に分類してゐるのであるが、本論に於ては大體に於て右の分類法に依りこれを食料品、原料品及び製品に分ち、輸出入商品の構成を考察しよう。

* 第一類の商品は食料品又は原料品に入れられるのであるが、不明確の點あるを以て省略した。但しこの生畜類は價額が小であるから、これを省いたとしても問題の考察には實質上何等の支障はないと思ふ。而して第二類を食料品、第三類を原料品第四類を製品とし、第五類を省いた。

今右の分類法に依り、自一九三二年至三九年八箇年の統計を資料とし

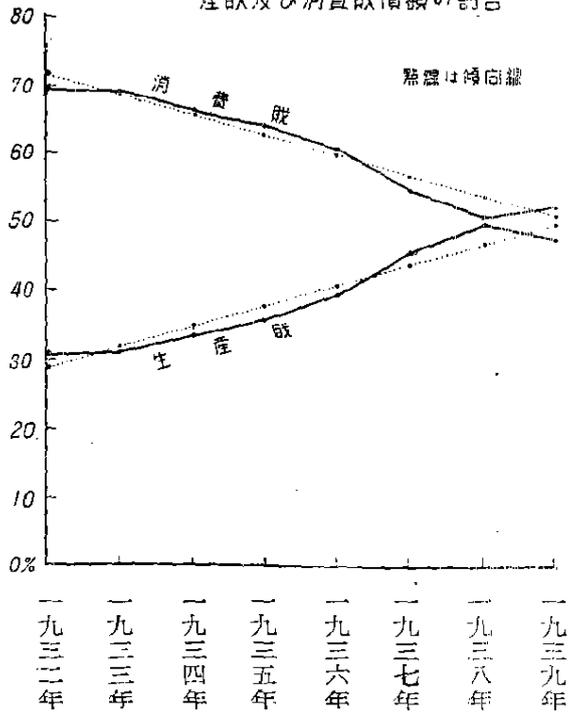
第九表 蘭印輸入價額中に占める生産財及び消費財價額の割合（單位 %）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
生産財	30.8	31.0	33.4	36.0	39.4	45.2	49.2	47.8
消費財	69.2	69.0	66.6	64.0	60.6	54.8	50.8	52.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（註）分類し難き物品は除外した。

東印度外國商業の特質

第五圖 蘭印輸入價額中に占める生産財及び消費財價額の割合



て蘭印の貿易價額を考察するに、第八表及び第三圖（圖は省略）が示す如く、輸出は食料品が一六・五%—三八・〇%、原料品が四八・三%—七〇・九%、製品が二一・五%—一七・三%であり、原料品が斷然大なる割合を占むる。又輸入に付いては、食料品が一四・二%—二六・八%、原料品が六・九%—八・八%、製品が六四・四%—七八・五%であり、製品の割合が著しく大である。要之、蘭印は原料品、又これに次いで食料品を輸出し、製品を輸入するのであつて、この點より又その産業發展の現

段階が原始産業を主産業とせることを覺知し得ると思ふ。

更に又輸入價額中生産財と消費財との割合を見るに、第九表及び第四圖（圖は省略）が示す如く、生産財は三〇・八%—四九・二%、消費財は五〇・八%—六

九・二%であり、^{*}生産財の割合は消費財に比し小ではあるが、その半面、大體に於て漸次増加してゐる。尙この關係は第五圖の傾向線を見れば一層明確となるのであるが、生産財の輸入割合の増加はそれだけ蘭印に於て生産財がより多く使用され、従つて産業が漸次發展して來たことを示すと思ふ。又特に一九三五年以降は生産財の輸入割合が著しくなつてゐるのであるが、これはその頃より蘭印工業の發展が著しくなつたのに基くのではあるまいか。

^{*}消費財中、纖維製品の輸入額が最大であり、前記八箇年間の一箇年平均輸入額は一〇六、〇六三千ギルダー、全輸入額に對する割合は二八・五八%となる。

第三項 仕向地域又は仕入地域別輸出入

蘭印の輸出は主として何れの國を仕向先とするや、又その輸入は何れの地域を仕入地とするものが多いのであるか、以下この點を考察しよう。

前述の如く、蘭印の輸出品は主として農林産物及び鑛産物であり、又食料品、原料品であるが、輸出品は概ね工業製品である。この事實よりその輸出入品の仕向國又は仕入國が自ら規制せられるのであり、輸出は主として工業國に仕向けられると共に、輸入も亦工業國より仕入れられることとなる理である。今この點が實際上如何に具象化してゐるかを知らんが爲めに、第十表を参照しよう。この表は自一九三二年至三九年八箇年の輸出及び輸入額を歐洲、北及び中央アメリカ、南アメリカ、アフリカ、アジア（大東亞共榮圏の外廓地域及び大東亞共榮圏を除く）、大東亞共榮圏の外廓地域、大東亞共榮圏並びにその他に分類し、これ等地域に包含せられたる各國の輸出入額を

も併記したのである。

第十表 蘭印の地域別貿易額

(A) 輸 出 額¹⁾

(單位 千ギルダー)

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	平均
和 蘭.....	103,653	86,723	104,327	100,201	126,966	191,583	134,109	109,089	119,581
英國及びアイルランド自由國	48,380	25,967	38,308	30,547	27,339	50,224	35,131	34,197	36,262
獨逸(オーストリアを含む)...	10,994	11,203	12,486	9,110	12,929	23,101	23,775	14,019	15,327
佛 蘭 西.....	19,630	19,441	17,206	14,513	13,089	23,963	11,198	10,953	16,249
ベルギー及びルクセンブルグ	5,007	7,038	5,147	3,036	4,948	7,238	5,362	3,510	5,161
伊 太 利.....	7,370	6,662	7,402	6,824	3,465	12,913	9,255	16,619	8,814
チエッコスロヴァキア.....	—	4	1	7	9	36	2,488	809	419
ス ペ イ ン.....	2,762	2,829	2,263	3,264	1,143	3	397	213	1,609
ポルトガル.....	5	16	17	40	58	67	644	141	124
デンマーク.....	9,596	10,470	7,458	7,614	10,840	18,346	9,869	5,279	9,934
ノールウェイ.....	4,090	3,143	1,588	2,717	4,572	7,247	5,262	6,152	4,346
スウェーデン.....	780	878	887	1,150	1,524	2,926	2,051	1,551	1,468
ホーランド(ダンチッヒを 含む).....	134	51	105	69	251	226	955	1,282	384
ヨーロッパロシア.....	408	210	81	172	28	2,012	3,373	628	864
バルカン諸國.....	562	620	365	493	573	630	797	2,119	884
ユーゴスラヴィア.....	86	59	158	69	154	138	248	763	209
ヨーロッパトルコ.....	2,359	7,508	6,334	15	23	20	288	70	2,077
ジブラルタル及びマルタ.....	578	411	655	424	129	156	60	3,693	763
ウラディヴォストック.....	31	69	127	72	50	87	215	324	122
そ の 他.....									
ヨーロッパ.....	216,426 (39.98%)	183,302 (39.18%)	204,915 (42.05%)	180,337 (40.46%)	208,090 (38.70%)	346,450 (36.42%)	245,689 (37.35%)	211,580 (28.35%)	224,598 (37.16%)
カナダ.....	350	767	361	695	952	893	225	857	763
アメリカ合衆國.....	65,587 (12.11%)	54,516 (11.65%)	55,654 (11.42%)	63,704 (14.29%)	95,260 (17.72%)	177,859 (18.70%)	89,295 (13.57%)	146,932 (19.69%)	93,601 (15.49%)

1) 主としてIndisch Verslagより作成。

メキシコ	89	54	215	787	2,455	1,177	264	258	662
蘭領西印度諸島	13	67	15	7	855	1,003	2,292	1,485	717
その他	8	35	9	157	129	226	190	215	121
北及び中央アメリカ	66,047 (12.20%)	55,439 (11.85%)	56,254 (11.54%)	65,350 (14.66%)	99,651 (18.53%)	181,158 (19.05%)	93,266 (14.18%)	149,747 (20.06%)	95,864 (15.86%)
ヨーロッパ及びアメリカ 合衆國	(52.09%)	(50.83%)	(53.47%)	(54.75%)	(56.42%)	(55.12%)	(50.92%)	(48.04%)	(52.65%)
ブラジル	787	330	933	1,381	2,613	4,690	426	339	2,917
ウルグアイ							309	923	
アルゼンチン							2,256	2,917	
その他							2,938	2,496	
南アメリカ	787 (0.15%)	330 (0.07%)	933 (0.19%)	1,381 (0.31%)	2,613 (0.49%)	4,690 (0.49%)	5,929 (0.90%)	6,675 (0.89%)	2,917 (0.48%)
アルゼリア及びチュニス エチプト及びエチプトスーダ ン(ポーツーダンを含む)	135 7,209	91 6,223	152 6,377	130 9,569	188 12,738	652 30,226	322 29,348	345 25,188	252 15,861
英領東アフリカ	279	374	587	390	228	338	675	554	428
葡領東アフリカ	204	232	369	247	406	549	580	1,608	524
南アフリカ聯邦	3,566	3,299	5,134	3,210	6,061	6,807	5,117	5,839	4,879
モロッコ	105	480	97	96	118	394	1,222	718	404
その他	166	275	318	322	260	194	63	151	208
アフリカ	11,664 (2.15%)	10,983 (2.35%)	13,034 (2.67%)	13,964 (3.13%)	19,939 (3.71%)	39,165 (4.12%)	37,327 (5.67%)	34,373 (4.61%)	22,556 (3.73%)
アジアトルコ	21	22	22	39	91	389	202	152	117
アラビア及びアデン	568	613	951	742	889	1,088	1,407	2,356	1,077
イラク	1,321	1,777	1,469	1,506	3,013	2,542	2,506	3,430	3,361
イラン						911	2,176	5,996	
その他						70	92	82	

ア ジ ア (大東亞共榮圏の外廓地域 及び大東亞共榮圏を除く)	1,910 (0.35%)	2,412 (0.52%)	2,442 (0.50%)	2,287 (0.51%)	3,993 (0.74%)	5,000 (0.53%)	6,383 (0.97%)	12,016 (1.61%)	4,555 (0.75%)
英領印度	27,669*	17,917*	14,740*	12,638*	3,895*	5,981*	5,088	23,413	13,918
セイロン(コロンボ)	8,740	5,003	3,957	4,124	3,510	4,066	3,735	7,195	5,041
オーストラリア	13,377	13,551	19,008	17,530	21,537	29,531	28,469	34,313	22,164
ニュージーランド	4,448	4,309	4,636	4,026	3,988	7,809	7,548	7,089	5,482
ポリネシア, ミクロネシア** 及びメラネシア	138	112	177	147	143	284	265	466	217
大東亞共榮圏の外廓地域	54,372 (10.01%)	40,892 (8.74%)	42,518 (8.72%)	38,465 (8.63%)	33,073 (6.15%)	47,671 (5.01%)	45,105 (6.86%)	72,476 (9.71%)	46,822 (7.75%)
日本内地	23,657	21,612	18,400	23,970	30,098	42,345	20,649	24,699	26,159
臺灣		1,158	1,027	283	190	304	332	546	
大連及び朝鮮 (日本内地, 臺灣, 大連) 及び朝鮮	265 (4.42%)	1,476 (5.18%)	679 (4.13%)	1,504 (5.78%)	3,056 (6.20%)	4,339 (4.95%)	1,213 (3.37%)	4,642 (4.00%)	2,147 (4.68%)
支那(澳門を除く)	14,318	14,940	9,944	8,925	9,704	13,458	9,709	9,817	11,352
香港	23,477	16,908	14,310	8,795	12,790	15,504	13,294	13,432	14,814
佛領印度支那	1,187	1,688	1,189	881	1,076	1,969	1,927	3,778	1,712
シンガポール	90,091	78,758	89,814	66,620	65,252	179,043	109,229	125,048	100,482
ペナン	5,928	5,255	6,631	5,856	6,902	11,719	7,570	19,328	8,649
英領馬來	3,145	2,227	1,781	1,434	2,342	3,473	3,470	3,713	2,704
泰	2,964	2,936	1,993	1,989	1,879	2,636	2,739	3,123	2,532
ビルマ	1,924*	1,297*	901*	884*	204*	195*	106	529	755
フィリピン	3,541	2,988	2,386	2,524	2,415	6,152	5,945	4,797	3,844
英領ボルネオ	350	560	134	246	370	1,250	565	404	484
大東亞共榮圏	170,847 (31.56%)	151,803 (32.44%)	149,189 (30.61%)	123,961 (27.81%)	136,278 (25.35%)	282,387 (29.69%)	176,748 (26.87%)	213,856 (28.65%)	175,634 (29.06%)

プルー・サンデー, タンジョ ン・ウーバン, サバン經由及び 不明	19,322 (3.57%)	22,731 (4.86%)	18,043 (3.70%)	19,934 (4.47%)	34,021 (6.33%)	44,674 (4.70%)	47,348 (7.20%)	45,604 (6.11%)	31,460 (5.21%)
合 計	541,375 (100%)	467,892 (100%)	487,328 (100%)	445,670 (100%)	537,658 (100%)	951,194 (100%)	577,795 (100%)	746,327 (100%)	604,406 (100%)

* Indisch Verslag は英領印度とビルマを合わせた数字を掲記してゐる爲め、The Statesman's Year-Book 掲記の英領印度の蘭印よりの輸入額と Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of Burma 掲記のビルマの蘭印よりの輸入額との比率に依り上記 Indisch Verslag 掲記の数字を按分して算出したものである。

** ミクロネシア中には當然「大東亞共榮圈」中に入れるべき我が南洋群島、グワム島、ウェーキ島等があるが、分離困難の爲め「大東亞共榮圈の外廓地域」に入れた。

(B) 輸 入 額¹⁾

(單位 千ギルダー)

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	平均
和 蘭	58,096	39,354	37,951	36,423	47,116	93,890	106,170	99,271	64,784
英國及びアイルランド自由國	35,498	30,640	23,573	21,822	22,117	40,898	38,162	33,328	30,755
獨 逸	28,374	24,264	21, 58	22,041	25,667	41,874	49,053	41,205	32,103
オーストリア	204	264	232	351	563	1,470			
佛 蘭 西	3,679	3,284	2,684	3,161	3,678	7,186	9,410	9,341	5,290
ベルギー及びルクセンブルグ	5,728	5,502	3,954	5,948	7,052	15,485	13,189	12,603	8,683
伊 太 利	3,931	2,517	1,832	1,534	604	4,596	5,052	6,198	3,283
ハンガリー及びチェコ									
スロヴァキア	559	620	529	1,274	1,532	3,586	5,732	3,478	2,164
ス イ ス	3,187	2,278	1,623	1,586	1,698	2,754	4,421	4,147	2,712
ス ペ イ ン	94	100	116	188	244	307	276	181	188
ポルトガル	22	51	41	78	118	265	279	398	157

1) 主として Indisch Verslag より作成。

デンマーク	383	288	296	470	443	632	729	621	483
ノールウェイ	675	593	420	585	603	1,019	920	965	723
スウェーデン	3,721	2,345	1,804	1,981	2,192	3,351	3,544	3,060	2,750
フィンランド	465	329	372	557	501	960	975	682	605
舊ロシア東海地方	3	2	8	81	69	168	333	230	112
ポランダ	1	22	38	104	312	1,212	1,005	1,217	489
(ダンチッヒを含む)									
ヨーロッパロシア	196	205	321	365	111	201	282	41	215
バルカン諸國	17	14	21	53	43	19	135	50	90
ユーゴスラヴィア	6*	17*	9	—	—	—	119	126	—
ウラディオストック	1	—	—	—	—	—	—	—	4
その他	1	—	—	4	25	19	—	191	30
ヨーロッパ	144,840 (39.28%)	112,689 (35.42%)	97,082 (33.93%)	98,606 (36.19%)	114,688 (40.70%)	220,018 (41.85%)	239,786 (50.12%)	217,213 (45.98%)	155,618 (41.93%)
カナダ	978	1,453	1,473	1,542	2,289	3,079	3,667	3,511	2,249
アメリカ合衆國	24,558 (6.66%)	15,555 (4.89%)	17,670 (6.17%)	18,871 (6.93%)	21,721 (7.71%)	49,926 (10.18%)	60,205 (12.58%)	63,706 (13.48%)	34,026 (9.17%)
その他	2	9	8	5	5	113	10	15	21
北及び中央アメリカ	25,538 (6.93%)	17,017 (5.35%)	19,151 (6.69%)	20,418 (7.49%)	24,015 (8.52%)	53,118 (10.83%)	63,882 (13.35%)	67,232 (14.23%)	36,296 (9.78%)
ヨーロッパ及びアメリカ 合衆國	(45.94%)	(40.31%)	(40.10%)	(43.12%)	(48.41%)	(55.03%)	(62.70%)	(59.46%)	(51.10%)
ブラジル	63	321	275	445	229	658	9	27	376
ウルグァイ							122	75	
アルゼンティン							384	332	
その他							22	47	
南アメリカ	63 (0.02%)	321 (0.10%)	275 (0.10%)	445 (0.16%)	229 (0.08%)	658 (0.13%)	537 (0.11%)	481 (0.10%)	376 (0.10%)
アルゼリア及びテュニス	2	2	2	22	33	31	43	49	23
エジプト及び エジプトスーダン	891	601	550	354	353	546	426	594	539

英領海外國商業の特質

第三卷 八二 第一號 八二

英領東アフリカ.....	1,083	1,298	1,638	1,243	1,950	2,552	3,209	3,874	2,106
南アフリカ聯邦.....	282	306	196	133	171	172	169	344	222
マダガスカル及びレユニオン	2	—	—	201	40	181	469	1,499	299
その他.....	20	4	—	16	13	74	82	137	43
アフリカ.....	2,280 (0.62%)	2,211 (0.69%)	2,386 (0.83%)	1,969 (0.72%)	2,560 (0.91%)	3,556 (0.72%)	4,398 (0.92%)	6,497 (1.38%)	3,232 (0.87%)
アラビア及びアデン.....	45	41	35	28	26	59	38	14	36
その他.....	5	11	9	4	7	25	377	424	108
アジア.....	50	52	44	32	33	84	415	438	144
(大東亞共榮圏の外廓地域 及び大東亞共榮圏を除く)	(0.01%)	(0.02%)	(0.0%)	(0.01%)	(0.01%)	(0.02%)	(0.09%)	(0.09%)	(0.04%)
英領印度.....	9,552**	6,144**	3,246**	4,535**	6,356**	9,033**	11,169	9,302	7,423
セイロン(コロンボ).....	86	55	44	24	41	24	9	9	37
オーストラリア.....	12,122	10,096	9,571	9,021	8,319	12,126	13,239	15,321	11,227
ニュージーランド.....	4	2	3	3	3	10	19	14	7
ポリネシア, ミクロネシア*** 及びメラネシア.....	23	57	26	24	10	19	32	44	29
大東亞共榮圏の外廓地域.....	21,787 (5.91%)	16,355 (5.14%)	12,890 (4.50%)	13,607 (4.99%)	14,729 (5.23%)	21,262 (4.33%)	24,468 (5.11%)	24,690 (5.23%)	18,723 (5.05%)
日本内地.....	78,338	97,120	91,422	81,157	75,010	124,426	71,827	85,000	88,612
臺灣.....		1,595	1,494	871	198	184	141	114	
大連及び朝鮮 (日本内地, 臺灣, 大連及び朝鮮)	**** 4,208 (22.38%)	**** 3,210 (32.04%)	1,667 (33.05%)	657 (30.35%)	492 (26.86%)	903 (25.58%)	262 (15.10%)	160 (18.05%)	1,445 (24.27%)
支那(澳門を除く).....	6,010	6,615	6,679	5,046	5,977	8,724	8,248	10,138	7,180
香港.....	7,763	6,043	4,864	3,457	4,545	6,705	6,467	6,705	5,819
佛領印度支那.....	5,675	3,695	1,419	3,184	898	666	2,112	2,849	2,562
シンガポール.....	46,275	34,459	32,406	29,301	28,251	36,591	36,176	33,807	34,658
ペナン.....	7,233	4,680	4,190	3,697	3,332	3,532	4,279	3,015	4,245
英領馬來.....	257	184	170	192	209	298	296	302	239
泰.....	8,047	3,118	1,636	2,023	914	1,494	2,584	4,172	2,999

ビルマ	7,771**	4,999**	4,589**	4,737**	2,448**	3,804**	7,202	5,581	5,141
フィリピン	289	190	284	375	479	748	886	774	503
英領ボルネオ	771	2,470	1,655	1,146	1,431	1,775	1,678	1,275	1,526
葡領ティモール	508	372	348	253	294	180	327	328	326
ココス島及びクリスマス島	—	—	8	43	73	127	264	162	85
大東亞共榮圈	173,145 (46.95%)	168,756 (53.04%)	152,831 (53.41%)	136,139 (49.97%)	124,551 (44.20%)	190,157 (38.76%)	142,749 (29.84%)	154,382 (32.68%)	155,340 (41.86%)
プルー・サンパー, タンジョン・ウーバン, サバン經由及び不明	1,055 (0.29%)	743 (0.23%)	1,504 (0.53%)	1,227 (0.45%)	987 (0.35%)	1,726 (0.35%)	2,215 (0.46%)	1,490 (0.32%)	1,368 (0.37%)
合計	368,758 (100%)	318,144 (100%)	286,163 (100%)	272,443 (100%)	281,792 (100%)	490,579 (100%)	478,450 (100%)	472,443 (100%)	371,097 (100%)

* ジャバ及びマドゥラの輸入額。

** Indisch Verslag は英領印度とビルマを合せた数字を掲記してゐる爲に、The Statesman's Year-Book 掲記の英領印度の蘭印への輸出額と Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of Burma 掲記のビルマの蘭印への輸出額との比率に依り上記 Indisch Verslag 掲記の数字を按分して算出したものである。

*** ミクロネシア中には當然「大東亞共榮圈」中に入れるべき我が南洋群島、グワム島、ウエーキ島等があるが、分離困難の爲め「大東亞共榮圈の外廓地」に入れた。

**** 外領のウラディオストックよりの輸入額がありとすれば、この中に含まれる。

先づ輸出より検討するに、自一九三二年至三九年八箇年の中、一九三九年は歐洲動亂の結果、輸出先に異常を呈した。即ち歐洲諸國に對する輸出は相當減退し、全輸出額に對する割合は前年の三七・三五%より二八・三五%に著減し、八箇年中最低率を示してゐる。その半面、アメリカ合衆國、アジア（大東亞共榮圈の外廓地域及び大東亞共榮圈を除く）、大東亞共榮圈の外廓地域（殊に英領印度及びオーストラリア）はそれぞれ著増してゐる。かゝる特殊

の事情も存するのであるから、八箇年間の平均額を對象として考察を進めよう。

八箇年の平均輸出額を全輸出額に對して比率化すれば、歐洲三七・一六%、大東亞共榮圈二九・〇六%、北及び中央アメリカ一五・八六%、大東亞共榮圈の外廓地域七・七五%の順序となり、この合計は八九・八三%であるから他の地域は問題外に置いて差支ないであらう。

歐洲は大體工業地域と謂ふべきであり、又英國、獨逸、佛蘭西、伊太利等の工業國への輸出は他の歐洲諸國に比し一層顯著である。たゞ和蘭の工業は英國、獨逸に比しては劣つてゐるに拘らず、この國への輸出額は甚だ多く、蘭印全輸出額の一・九・七八%を占むる。これは主として蘭印が和蘭の植民地であると謂ふ政治上の理由に基づくのであるが、一には船舶の關係と蘭印商社の獨占的地位の爲めに一應和蘭に輸出せられ、その後再輸出せられるものが多いといふ事情にも因るのではあるまいか。若し果して然りとせば和蘭に輸入せられる商品の多くは、所詮歐洲に於ける他の工業國に輸出せられることになるであらう。デンマークへの輸出が多いのも亦同様の事情に基づくと思ふ。

大東亞共榮圈中、工業國たる我が國への輸出が大なるは當然であるが、他の諸地域は工業國でないにも拘らずそれへの輸出額が著しく大である。これは香港、ペナン及び殊にシンガポールは主として仲繼港としての役割を有つが爲めであり、所詮これ等地域への輸出商品の多くは、支那、英國、アメリカ合衆國に再輸出せられるのである。従つて支那への再輸出を除けば、結局は工業國に輸出せられることになるのだ。而して支那は農業國であるとは謂へ、最近に於ける工業の發展は可成り顯著である。

北及び中央アメリカで問題となるはアメリカ合衆國であり、それが工業國たるは謂ふ迄もなく、又大東亞共榮圈の外廓地域では英領印度とオーストラリアへの輸出のみが取上げられてよいのであるが、この兩地域は最近工業の發展が著しい。

上來敘述したる所を要約するに、過去八箇年の統計は蘭印の輸出が大體に於て工業國に仕向けられることを示すのである。

次に蘭印の輸入に付き仕入地域別を考察したのであるが、輸入に付いても輸出と同様、一九三九年は歐洲動亂の影響を受け、從來の發展が拘束されてゐる。即ち全輸入額に對する各地域別の割合は歐洲は前年の五〇・一二%より四五・九八%に低下し、その半面アメリカ合衆國、大東亞共榮圈(就中日本及び支那)、オーストラリア、アフリカが増加してゐる。従つて輸入に付いても過去八箇年間の平均を考察の對象としよう。

八箇年の平均輸入額を各地域別に比率化すれば、歐洲四一・九三%、大東亞共榮圈四一・八六%、アメリカ合衆國九・一七%、大東亞共榮圈の地域五〇・五%となり、その合計は九八・〇一%であるから、他の地域は問題とするに足らない。

工業地域たる歐洲よりの輸入が多いのは敢て謂ふ迄もないのであるが、此處でも獨逸、英國よりの輸入が多く又和蘭よりの輸入は更に大である。然しながら、輸入の場合は輸出の場合と異なり、蘭印又は和蘭商社の獨占的勢力がないから、和蘭よりの輸入は輸出の如く大なる割合を占めてゐない。又大東亞共榮圈では工業國たる日本の二四・二七%が最も多く、次いでシンガポールが大であるが、これは主として仲繼であつて、結局歐洲又は

アメリカ合衆國より輸入したることを示すのであらう。大東亞共榮圏の外廓地域としてはオーストラリア、次いで英領印度よりの輸入が著しく、これ等地域に於て最近工業の發展が顯著なることは前述の通りである。

蘭印の地域別輸入を要約するに、仕入國の大部分は工業國であり、然かもこれ等工業國との交易關係は輸出の場合よりも一層緊密である。

上來蘭印の輸出入を仕向地域と仕入地域との關係に於て吟味したのであるが、統計に基く實證的考察に於ても蘭印の輸出入は工業國との間に發展してゐることを結論し得るのである。尙また地域別に於ては輸出入共歐洲との關係が最も緊密であり、大東亞共榮圏はその次に位するのであるが、シンガポール、ペナン等は仲繼港としての性格を有つのであるから、大東亞共榮圏と蘭印との貿易を純粹の姿に於て考察せんとせば、シンガポール、ペナン等の再輸出入をも吟味せねばならない。これ等の點に付いては更に他の機會に考察することにした。

蘭印の外國貿易は年々出超を維持してゐるのであるが、然らば蘭印とその主要貿易國との間に於ける輸出入は均衡を得てゐるのであるか。曩に述べたるが如く、蘭印は自國産業の保護と國內市場の調整の爲めに輸入制限令を制定し、輸入割當制を中核として輸入の調整を計つたのであるが、輸入の制限は輸出の振興と脱合せて運営せねばならない。度々述べたるが如く、蘭印の外國貿易は輸出を主とするのであるから、若し輸入制限をそれ自體の立場に於て行ふときは、輸入制限に依り蘭印への輸出を拘束されたる國は蘭印よりの輸入を抑制することにもなるであらう。かくして蘭印は輸出の發展の爲めに主要貿易國との間に於て互惠主義を採用するのであり、輸入割當制も實は互惠主義に立脚し、蘭印がより多く輸出し得る國に對してはより多くの輸入割當額を許容したので

第十一表 蘭印とその主要貿易國間の輸出入
 (自一九三二年至三九年一箇年平均額) 單位 千ギルダー

國名	輸出額	輸入額	輸出超過額
和 蘭	119,581	64,784	54,797
シンガポール	100,482	34,658	65,824
アメリカ合衆國	93,601	34,026	59,575
英國及びアイルランド自由國	36,262	30,755	5,507
日 本	28,306	90,057	(-)61,751
オーストラリア	22,164	11,227	10,937
フランス	16,249	5,290	10,959
エチプト及びエチプトスーダン (ボートスーダンを含む)	15,861	539	15,322
獨逸(オーストリアを含む)	15,327	32,103	(-)16,776
香 港	14,814	5,819	8,995
英領印度	12,918	7,423	6,495
支 那(澳門を除く)	11,352	7,180	4,172
合 計	487,917	323,861	164,056
全輸出又は輸入額に對する%	80.73	87.27	70.32

東印度外國商業の特質

ある。仍つて以下蘭印と主要貿易國間の輸出入均衡を考察しよう。

第十一表は自一九三二年至三九年八箇年に亘り蘭印との間に於て輸出又は輸入が年平均一千萬ギルダ以上に達する地域を拾ひ上げ、その輸出入のバランスを示すのである。これに依れば、右の標準に達する和蘭以下十二地域の輸出額合計は全輸出額の八〇・七三%、輸入額合計は全輸入額の八七・二七%を占むるのであるが、日本及び獨逸(オーストリアを含む)を除けば、何れも蘭印側の輸出超過を示すのであり、従つて主要貿易國に對しても蘭印の貿易は自國に有利に發展してゐると謂ひ得るであらう。而して日本に對しても著しく輸入超過であることは、日蘭間に屢々通商問題を生起せる一の理由であらう。